

公益社団法人静岡県薬剤師会における学術研究に係る利益相反規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県薬剤師会（以下「本会」という。）における学術研究において利害関係が想定される企業等との利益相反を適切に管理するため、研究者の不利益防止のための管理体制に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において利益相反とは、研究者が、研究によって得られる直接的利益及び間接的利益と、患者の健康増進に寄与する医療人としての責務又は患者の希望する最善の治療を提供する医療関係者としての責務などが衝突・相反している状況をいう。

2 この規程において報告すべき人的範囲とは、次に掲げるもの者をいう。

- (1) 研究者並びにその配偶者及び一親等の者（両親及び子供）であって生計を一にする者
- (2) その他本会が報告を必要と判断した者

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、次に掲げる場合を対象とする。

- (1) 本会の会員が研究を計画・実施し、本会の研究倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）に審査を申請する場合
- (2) 本会が主催又は共催する学術大会等で発表・講演を行う場合
- (3) 本会が発行する会報等で発表を行う場合
- (4) 本会役員が受託研究（厚生労働科学研究等）を行う場合

(申告または開示すべき内容)

第4条 研究者が開示すべき内容は、当該研究に関連する企業あるいは団体に関わるものに限定し、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 企業または営利を目的とした団体の社員、役員、顧問職については、一つの企業または団体からの報酬額が年間100万円以上
- (2) 株所有については、一つの企業についての1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、あるいは当該企業の全株式の5%以上
- (3) 企業または営利を目的とした団体からの特許権使用料が年間100万円以上
- (4) 企業または営利を目的とした団体から、会議の出席（講演・座長）等に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業または団体からの年間合計が50万円以上
- (5) 企業または営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、一つの企業または団体からの年間の原稿料が合計50万円以上
- (6) 企業または営利を目的とした団体が提供する研究費または奨学寄付金（指定寄付金）

- については、一つの企業・団体から支払われた総額が年間100万円以上
- (7) 訴訟等に際して企業や営利を目的とした団体から支払われる顧問料及び謝礼については、一つの企業・団体から支払われた総額が年間10万円以上
 - (8) 企業や営利を目的とした団体から寄付講座の提供を受け入れている場合、あるいは申告者の給与が寄付講座または企業等からの外部資金によってまかなわれている場合
 - (9) 企業や営利を目的とした団体から研究員・非常勤講師・客員教員・社会人大学院生等を受け入れている場合
 - (10) その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、一つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円以上

(申告または開示すべき内容)

第5条 利益相反の申告及び開示の方法は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 日本薬剤師会学術大会において発表・講演を行う場合は、公益社団法人日本薬剤師会制定の「日本薬剤師会学術大会 一般演題（会員発表）投稿規程」及び「一般演題（会員発表）投稿ガイドライン」に従う。
- (2) 東海薬剤師学術大会及び本会が発行する会報等において講演または発表を行う場合は、本会指定の利益相反自己申告書に必要事項を明記する。
- (3) その他本会において規定のない利益相反関係の申告または開示の内容については、本会の審査委員会の審議に委ねる。

(委任)

第6条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(制定及び改廃)

第7条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、平成30年9月27日から施行する。